

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、大消費地である福岡市の近郊にあり、交通の利便性も高く、人口は緩やかな増加傾向が続くが、令和7年をピークとして、その後は緩やかに減少していくと予測している。

また、産業構造は、昭和40年代から計画的に6つの工業団地などの整備を促進し、企業誘致を進めたことなどにより、産業別の従業員数で製造業が32%と強い工業力が特色になっている。他の産業では、卸売業・小売業が15%、医療・福祉が16%、運送業・郵便業が9%となっており、多様な業種の企業が立地している。

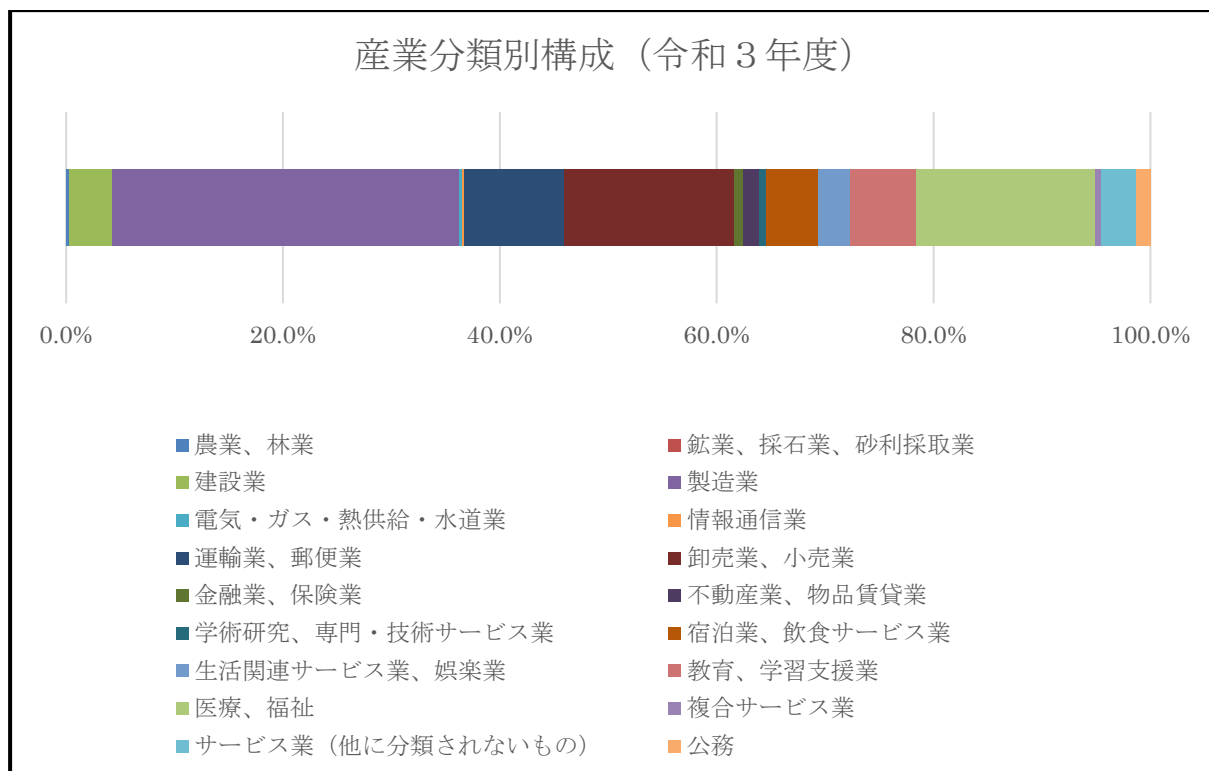
その中で、大多数は中小企業であり、地域経済の下支えをしているが、昨今では、グローバルを含めた競争環境の激化等の外部的な要因と少子高齢化による人手不足、後継者不足等の内部的な要因により厳しい環境に置かれており、労働生産性を高めることが急務である。

本市ではこれまでも、関係機関と連携し、古賀市企業立地促進条例や認定創業支援事業計画に基づく取り組み等を通じて企業支援を行ってきたが、国において制定された中小企業等経営強化法にもとづき、本市としても固定資産税の特例措置を行い、国と一体となった地域中小企業の生産性向上の促進を通じて、地域産業の振興及び競争力の強化を行っていく。

年代別人口

年次	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
令和2年度	58,786人	8,364人	14.3%	34,049人	58.0%	16,247人	27.7%

出典：令和2年度国勢調査



出典：令和３年度経済センサス

（２）目標

前期計画においては、年１５件程度の先端設備等導入計画の認定を行った。

本計画では、さらなる地域経済の発展を目指し、計画期間中に３０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

古賀市の産業は、製造、卸売、小売、医療、福祉、運送、サービス業など多様な業種が古賀市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、太陽光発電設備については、重要な観光資源である景観や環境への調和及び配慮が特に必要であることから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備（以下「全量売電設備」という。）であって建物の屋上に設置するものに限るもの

とし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

古賀市における産業は、海岸部から山間部にかけて、広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

古賀市の産業は、製造、卸売、小売、医療、福祉、運送、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えている。そのため、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネ等、多岐にわたることが考えられる。

したがって、本市における生産性を向上させるために、本計画において対象とする業種を全業種とし、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年７月１１日から令和９年７月１０日まで

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。